埼玉県外国人介護人材確保のための初期費用支援事業補助金実施要領

１　趣旨

この要領は、埼玉県外国人介護人材確保のための初期費用支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　対象経費等（要綱第５条関係）

（１）特定技能外国人を雇用するために登録支援機関や有料職業紹介事業者等に支払う次の費用

ア　人材紹介にかかる手数料

イ　特定技能外国人の渡航費

ウ　特定技能外国人の国内旅費（宿泊費・交通費）

エ　在留資格申請等に係る費用

オ　健康診断費

カ　その他知事が必要と認める経費

３　交付申請（要綱第７条関係）

（１）交付申請の受付

ア　補助金の交付申請の受付は、第一次募集及び追加募集に区分して実施する。

イ　第一次募集の対象者は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度以前３年度の間に、介護分野における特定技能外国人を採用した実績がない法人とする。

ウ　知事は、第一次募集の申請状況その他の事情を勘案し、必要と認める場合は、追加募集を行うことができる。

（２）埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度１つ星の認証取得

補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業所について、埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度における１つ星の認証を申請すること。なお、申請日時点において既に１つ星以上の認証を受けている、又は、他の補助金事業において申請中である場合はこの限りではない。

（３）埼玉県外国人介護職員応援宣言への賛同

補助事業者は、埼玉県外国人介護職員応援宣言に賛同した上で、外国人介護職員のキャリアアップに係る取組を行うこととし、取組内容について記載した別紙を提出すること。

（４）法人による申請

該当する全ての介護事業所について、受入事業者である法人が一括して申請すること。

（５）申請後の取扱い

申請書提出後の申請内容の変更は認めない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

ア　特定技能外国人の減

イ　その他、知事が認める軽微な変更等

（６）添付書類

要綱第７条に規定する申請書に添付する関係書類は次のとおりとする。

ア　登録支援機関や有料職業紹介事業者等との契約書等の写し

イ　手数料等の額の内容がわかる書類（見積書、領収書の写し等）

ウ　その他知事が必要と認めるもの

６　交付決定（要綱第８条関係）

補助金の交付決定は、予算の範囲内で行うものとし、申請額の総額が予算額を上回る場合は、県の審査により、外国人採用未経験の法人を優先し、交付先及び交付額を決定する。

７　実績報告書の添付書類（要綱第１０条関係）

要綱第１０条に規定する実績報告書に添付する書類を例示すると次のとおりである。

（１）支払いを確認できる書類（領収書の写し（支払日、金額、内容が明記されているもの））

（２）その他知事が必要と認める書類

８　県が行う事後調査への協力

（１）補助金の交付を受けた者は、本事業に関する県の事後調査に協力すること。

（２）補助金の交付を受けた者は、埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度における２つ星以上の認証を取得するよう努めること。

９　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要領は、令和７年９月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

この要領は、令和８年１０月１６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。